

建設業者等の皆様へ

## 入札・契約制度等の改正の概要について

本市の入札・契約制度について、以下の改正を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【改正時期：平成29年4月から】

### 1 建設工事にかかる中間前金払の対象を拡大します

#### ○ 改正内容

【現行】契約金額1,000万円以上の工事

【改正後】契約金額130万円以上の工事

また、中間前金払の認定請求に必要な書類について、下記により取り扱うことに改めます。

#### 【認定請求に必要な書類】

- ① 中間前金払認定請求書（指定様式）
- ② 履行状況報告書（指定様式）
- ③ 実施工程表（出来高など請求の要件が確認できるもの）

※ ただし、②・③については、建設工事請負契約約款第12条に規定する履行報告により、認定請求時における実施工程（累計出来高比率）が50%を超えていることが確認できる場合には、省略できるものとします。

### 2 測量・設計等業務委託に「共同設計方式」を導入します

#### ○ 対象業務

地域の特性に精通する地元企業と高度な専門的技術を有する中央大手企業が、それぞれの特性を發揮し共同で業務を履行することで、業務の品質と地元企業の技術力の向上に資すると認められる業務とし、当面は、橋梁等の点検・診断業務において運用する予定です。

### 3 その他

#### (1) 予定価格の事後公表について

建設工事の入札に係る予定価格の公表時期について、一部の案件で試行的に、入札執行後の公表（事後公表）を行います。

#### (2) 優良建設工事に対する表彰制度の導入について

建設工事の適正な施工の確保と品質の向上を目的に、他の模範となる優れた工事の管理を行った技術者を表彰する制度を導入します。

#### 【問い合わせ先】

山形市まちづくり推進部 管理住宅課 工事契約係  
TEL 023-641-1212（内線 462・463）

山形市上下水道部 総務課 契約係  
TEL 023-645-1177（内線 224・225）